

技術認定申請 Q&A

認定研修について

Q1: 技術認定医申請において、認定研修施設における研修証明はいつから必要となりますか？

A1: 2016年2月の申請より必須となっています。

Q2: 認定施設で研修を受けられない場合、技術認定申請はできませんか？

A2: 2016年2月申請以降は、認定研修施設での6ヶ月以上の修練もしくは、認定研修施設の技術認定医のもとで、執刀医もしくは助手として25例以上の腹腔鏡手術を行うことが必須条件となります。

このたび暫定認定研修施設制度が制定されたことに伴い、2020年2月申請以降予定では5年間（予定）、暫定認定研修施設での6ヶ月以上の研修を経ることで技術認定申請が可能となります。暫定認定研修施設に関する細則 <http://www.jsgoe.jp/pdf/member/top/pdf64.pdf> をご覧ください。

Q3: 認定研修施設の制定以前で、その後認定施設となった病院での腹腔鏡修練は、技術認定医の条件として挙げられる「認定修練施設の6か月以上の修練」として認められますか？

A3: 現在、認定研修施設として認定されている施設であっても、制度発足前（2014年3月以前）に施設にて行ったものについては、修練や手術参加実績には認められません。

Q4: 2014年4月より前に技術認定医とおこなった手術を、認定研修規則上の25例に含めることはできますか？

A4: 上記と同様の理由により、制度発足前に技術認定医のもとで行ったものについては、修練や手術参加実績には認められません。

Q5: 以前に書類審査合格証をいただいているのですが、2016年2月からの申請時には認定研修施設研修証明書も必要になるのでしょうか。

A5: 2015年までの書類審査合格証の場合は、認定研修施設研修証明書の提出が必要となります。2016年からの書類審査合格証でしたら、認定研修施設研修証明書の提出は不要となります。

Q6: 子宮鏡の技術認定には、研修が必要ですか。

A6: 子宮鏡の技術認定については、2019年7月現在のところ認定研修施設の制度はありません。

Q7: 自施設が認定修練施設でない場合、他院での腹腔鏡手術による 25 例以上の参加が条件として挙げられるが、助手は1助手・2助手どちらでも問わないのでしょうか？

A7: 技術認定制度規則第 14 条 3) 「認定研修施設の技術認定医のもとで、執刀医もしくは助手として 25 例以上の腹腔鏡手術に参加すること」とあります。

この場合は、術者または、第 1 助手として 25 例以上の腹腔鏡下手術に参加することを条件としております。

Q8: 6 か月以上の修練を受けた認定研修施設の認定が現在取り下げられています。腹腔鏡技術認定を新規申請することはできますか。

A8: 修練期間の 6 ヶ月間に当該施設が認定研修施設の認定を受けていた場合は、申請できます。

Q9: 専攻医（後期臨床研修医）として認定研修施設で修練を受けましたが、腹腔鏡技術認定を新規申請することはできますか。

A9: 産婦人科専門医取得後の通算 2 年以上の産婦人科内視鏡手術の修練期間中に、認定研修施設で 6 ヶ月以上修練していることが必須です。

Q10: 以前学会員として活動していた時に、認定研修施設で 6 ヶ月認定研修施設で修練を受けましたが、一度退会しました。現在学会員として復活しましたので技術認定申請を出来ますか？

A10: 一度経歴がリセットされていますので、改めて技術認定の資格を全て充足することが必要です。

書類審査について

Q11: 同じ内容の演題を異なる学会で発表しましたが、それぞれを異なる 1 演題としてカウントできますか。

A11: 技術認定規則第 14 条 6) には、「この学会発表は技術認定制度委員会の審査により内容が適切であると認められたものでなければならない」という記載があります。学会発表に関しては、他学会において重複発表が問題になっていること <https://www.jssoc.or.jp/journal/guideline/info19990901.html> を念頭において、各臨床医の良心に則った対応をお願いいたします。

Q12: 論文の抄録や本文に腹腔鏡、子宮鏡の文言がありませんが、腹腔鏡あるいは子宮鏡で行った症例に関する論文なので 1 論文としてカウントできますか。

A12: 技術認定規則第 14 条 7) に「内視鏡手術およびロボット手術に関する論文」という記載がありますので、内容抄録や本文に腹腔鏡、子宮鏡の文言の記載がない場合は、本文の内容がこれ

に合致していないと判断され、1論文としてカウントされない可能性があります。

Q13: 論文はまだ掲載されていませんが採択されると思われしますので、1論文としてカウントできますか。

A13: 学術論文の掲載証明書の提出が必須となります。学会誌専用のレターヘッドに印刷されたもので、公印やサインのあるものが望ましく、学会でそのようなものを作成されない場合はメールのやりとりをプリントしたもの（送受信者や日時のわかるヘッダ部分も表示したもの）や送付時の封筒もあわせて提出して下さい。本申請期間内に掲載証明が発行されない論文についてはカウントできません。

Q14: 日本産科婦人科内視鏡学会に入会するより以前の論文または学会発表ですが、カウント可能でしょうか？

A14: 入会前のものであっても内視鏡手術およびロボット手術に関する論文であれば、提出可能です。

Q15: 日本産科婦人科内視鏡学会の認定がないアニマル・ラボでの研修は、論文または発表の代替となりますか？

A15: アニマル・ラボなどの研修は日本産科婦人科内視鏡学会が認定した場合のみ、代替となります。

Q16: 日本産科婦人科学会専門医を取得し、日本産科婦人科内視鏡学会に入会して2年が経ちましたので、技術認定の申請は可能でしょうか？

A16: 技術認定規則第14条1)に「継続3年以上本学会会員であること。注：3年とは入会后連続して36ヶ月以上の会員歴をいう。休会期間は会員履歴に含めない。」との記載があり、これを満たしたうえでの申請をお願いします。

Q17: 腹腔鏡技術認定資格を持っていますが、子宮鏡技術認定申請の時にはまた論文、発表などを全て揃える必要がありますか？

A17: 技術認定制度規則 施行細則 子宮鏡（新規申請・新規再申請）の【Ⅲ】提出書類・添付書類・提出症例動画（1）提出書類にあるように腹腔鏡技術認定医既取得者は、子宮鏡技術認定申請の際、腹腔鏡技術認定証のコピーを添付することで研修履歴、学会発表一覧および、研究論文一覧の書類の提出を省略できます。

Q18: 子宮鏡技術認定申請には腹腔鏡に関連した発表や論文はカウントすることができませんか？

A18: 内視鏡手術およびロボット手術に関する論文であれば、提出可能です。

Q19: 術者として経験しなくてはいけない 100 例の手術にはどのようなものを含めばいいでしょうか？

A19: 技術認定規則第 14 条 4) に「術者として、腹腔鏡手術で申請するものは 100 件（ロボット支援下手術は最大 25 件まで含んでよい）」と記載があり、執刀医としてこの要件を満たしたものとして下さい。なお、術式は保険収載されているものを原則とし、検査として観察のみ行った症例は対象となりません。

Q20: 事前申請を忘れてしまいました。何とかありませんか？

A20: 大変申し訳ございませんが、技術認定制度規則 施行細則で定められた期間となっておりますので、対応できません。

Q21: 申請書の期限が過ぎてしまいました。何とかありませんか？

A21: 大変申し訳ございませんが、技術認定制度規則 施行細則で定められた期間となっておりますので、対応できません。直接持ち込みをされても受理できませんので、ご了承下さい。

Q22: 学会参加証がない場合はどうしたらよろしいでしょうか？

A22: e 医学会の参加履歴の印刷でも可能ですのでご検討ください。その際は該当の学会がわかるように印（マーカーなど）をお願いいたします。

Q23: 本学会の過去の抄録が手元にありませんがどうしたらよろしいでしょうか？

A23: 本学会の抄録はメディカルオンラインに掲載しております。会員専用ページに URL を設けておりますので、ご利用下さい。

動画審査について

Q24: 審査症例は LAM（腹腔鏡補助下子宮筋腫核出術）や LAC（腹腔鏡補助下卵巢嚢胞摘出術）でも可能ですか。

A24: 腹腔鏡技術認定審査の提出症例動画については、保険収載術式であれば術式は問わない（ロボット支援下手術は除く）ことを原則としておりますが、採点項目に体腔内での縫合・結紮操作が含まれております。なるべくこれらの操作が含まれる症例の提出をお願いいたします。

Q25: 吊り上げ式腹腔鏡手術を審査症例にすることは可能ですか。

A25: 上記と同様です。

Q26: CIN、CIS、子宮内膜増殖症に対する TLH を審査症例にすることは可能ですか。

A26: 技術認定審査に提出する症例は保険収載されていることが原則となっております。この点を踏まえて、術後の病理との乖離がないことの確認をして下さい。保険診療が未承認の段階での動画提出は控えて下さい。

Q27: 動画添付用の症例レポートの書き方がわかりません。

A27: 技術認定制度規則 施行細則 腹腔鏡（新規申請・新規再申請）の【III】提出書類・添付書類・提出症例動画の注意の項にあるように「症例の背景、術式などが理解しやすいように 400 字以上 800 字以内に纏めて記載し、裏面には必要に応じて図表を貼付する。」として下さい。症例の背景については、手術適応となった経緯の詳細を、術式については実際の手術手順の詳細を記載して下さい。また、裏面にはトロカー配置や術者や助手の立ち位置を記入して下さい。

その他

Q28: 新規再申請と、新規申請不合格による新規申請は異なるのですか。

A28: 新規再申請とは、技術認定医の更新が失効になった後の再申請となります。

新規申請不合格による新規申請とは異なるのでご注意ください。

Q29: 複数施設で常勤として勤務しています。つまり、週の半分を A 施設、残りを B 施設で働いています。私は A 施設、B 施設ともにその施設に常勤である技術認定として登録可能でしょうか？

A29: 2 施設での登録は認めておりません。主たる施設での登録をお願いいたします。勤務条件が同等である場合には、いずれか一方の施設をご選択下さい。